

第5回遺伝子治療等臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会	参考資料
平成29年10月30日(月)	1

目次	
第一章 総則	1
第一 目的	1
第二 用語の定義	1
第三 適用範囲	3
第四 遺伝子治療等臨床研究の対象の要件	3
第五 有効性及び安全性	3
第六 品質等の確認	3
第七 生殖細胞等の遺伝的変化の禁止	4
第八 適切な説明に基づくインフォームド・コンセントの確保	4
第九 公衆衛生上の安全の確保	4
第十 情報の公開	4
第十一 被験者の選定	4
第二章 研究者等の責務等	4
第十二 研究者の基本的責務等	4
第十三 研究責任者の責務	5
第十四 総括責任者の責務	6
第十五 研究機関	7
第十六 研究機関の長の責務	7
第三章 研究計画書	8
第十七 研究計画書に関する手続	9
第十八 研究計画書の記載事項	10
第十九 研究に関する登録・公表	11
第四章 倫理審査委員会	12
第二十 倫理審査委員会の設置等	12
第二十一 倫理審査委員会の役割・責務等	12
第五章 インフォームド・コンセント等	14
第二十二 インフォームド・コンセントを受ける手続等	14
第二十三 代諾者からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等	16
第六章 厚生労働大臣の意見等	17
第二十四 厚生労働大臣の意見	17
第二十五 重篤な有害事象等に係る厚生労働大臣の意見	17
第二十六 厚生労働大臣の調査等	17
第七章 個人情報等及び匿名加工情報	18
第二十七 個人情報等に係る基本的責務	18
第二十八 安全管理	18
第二十九 保有する個人情報の開示等	18
第三十 匿名加工情報の取扱い	18
第八章 重篤な有害事象への対応	21
第三十一 重篤な有害事象への対応	21
第九章 研究の信頼性確保	21
第三十二 利益相反の管理	22
第三十三 研究に係る試料及び情報等の保管	22
第三十四 モニタリング及び監査	22
第十章 雜則	23
第三十五 啓発普及	23
第三十六 施行期日	23
第三十七 経過措置	23
附則	27

遺伝子治療等臨床研究に関する指針

平成27年8月12日
(平成29年4月7日一部改正)

厚生労働省

附則

(平成29年4月7日 厚生労働省告示第174号)

- 1 この告示は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の遺伝子治療等臨床研究に関する指針（以下「新遺伝子指針」という。）第二の四に規定する研究責任者その他の関係者は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新遺伝子指針の規定による研究計画書の作成、変更その他の必要な準備行為をすることができる。
- 3 施行日前になされた本人の個人情報（新遺伝子指針第二の十七に規定する個人情報をいう。）の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新遺伝子指針第二十二の六による個人情報の海外にある者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、当該同意があったものとみなす。